

院内感染防止対策に関する取組事項

I. 院内感染対策に関する基本的考え方

四国がんセンターは、病院の理念である、信頼と安全に心がけた最良のがん医療を提供するためには院内感染対策が不可欠であると考えています。とくに当院においては、愛媛県の都道府県がん診療連携拠点病院として近隣の施設から重症患者さんの受け入れが多く、また、免疫力の低下している患者さんが多いため、全ての病院職員が高い意識を持ち、病院全体で適切な感染管理を推進しています。

II. 院内感染対策に関する取り組み事項

1. 組織に関する基本的事項

- ・ 院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し改善策を講じるなど、院内感染対策活動を担う為に、組織横断的な委員会として院内感染防止対策委員会を設置しています。委員会は各部門の代表により構成され、1回/月の定期的会議等を開催しています。
- ・ その他、感染対策チーム（ICT）や抗菌薬適正使用支援チーム（AST）、リンクスタッフ連絡会が感染対策の実働チームとして院内の感染対策を推進しています。
- ・ ICT や AST の調整部署として感染管理室が設置されています。

2. 職員に対して行われる研修に関する基本方針

- ・ 全職員を対象に感染対策に関する研修会を原則年2回開催し、院内感染防止に必要な基本的な考え方や具体的な方策の周知徹底を図ります。
- ・ 新規採用職員には ICT や看護部による感染対策の初期研修を行うほか、問題のある部署に対しては必要に応じて個別に臨時研修を行います。
- ・ 研修実施内容や参加状況は、随時記録・保存します。

3. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- ・ 細菌検査室は、病棟別の主要な耐性菌発生状況を毎週、検出菌の感受性結果を毎月集計し、ICT 会および院内感染防止対策委員会に報告します。
- ・ 法令で定められた報告すべき疾患や、院内での対応が困難な事態が発生した場合は保健所等に報告し対応を検討します。

4. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- ・ 院内において感染が疑われる事例が発生した場合には、ICT が速やかに現場の状況を確認し、疫学調査・感染対策の指導を実施し、感染拡大の防止に努めます。
- ・ 院内感染が発生した場合など、必要に応じ臨時的院内感染防止対策委員会を開催します。

5. 院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

- ・ 職員は院内感染対策防止マニュアルを遵守し、感染対策を実践します。
- ・ マニュアルは必要に応じて改定するとともに、電子カルテや各種委員会などを活用し、周知徹底しています。

6. 抗菌薬適正使用のための方策

- ・ AST が主体となり、抗菌薬使用ガイドラインに基づいた抗菌薬適正使用を推進しています。
- ・ さらに、採用抗菌薬の適正化、適正抗菌薬の確保にも努めています。

7. 他の医療機関等との連携体制

- ・ 他の感染対策向上加算1届出医療機関と連携し、年に1回相互評価を実施しています。その他、感染対策に必要な情報共有や情報交換を行っています。
- ・ 感染対策向上加算2, 3届出医療機関と連携し、年に4回合同カンファレンスを実施しています。